

開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会設置要綱

（設置）

第1条 京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）第13条に規定する委員会として、開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、京都市立開智幼稚園を幼保連携型認定こども園として再整備し、運営する学校法人又は社会福祉法人（以下「法人」という。）を公募型プロポーザルにより選定するに当たって、専門的な見地から募集条件、評価基準及び事業者提案等について審議することを目的とする。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項に関する事項
- (2) 法人の提案内容等の評価に係る事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（委員）

第4条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第5条 条例第15条第1項に規定する委員の任期は、1年以内とする。ただし、京都市が法人を選定したときは、解嘱されるものとする。

- 2 委員と応募者の間に利害関係があると認めるときは、当該委員を解嘱する。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第7条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則公開とする。ただし、第3条第2号にかかわる事項を審議する場合において、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉局子育て支援部保育課において行う。

- 2 教育委員会指導部学校指導課は、必要に応じてこれを補助する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、京都市が法人を選定したときに、その効力を失う。